

埼玉県下水道局簡易公募型プロポーザル方式試行要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、建設事業に伴い埼玉県下水道局が発注する調査、計画、設計等の業務のうち、高度な知識が要求される業務、あるいは、高度な構想力、応用力が要求される業務等の契約にあたり、意欲及び技術的能力等を勘案し、最適な建設コンサルタントを選定する方式（以下、「プロポーザル方式」という。）を試行するための必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 プロポーザル方式試行の対象となる業務（以下「当該業務」という。）は、次に該当するもののうちから、当該業務の決裁権者（以下「決裁権者」という。）が指定するものとする。ただし、特許、著作権等を必要とする業務は、本要綱の対象としないものとする。

- (1) 管路情報システムの構築や下水道資源活用に向けた汚泥処理システムの導入検討など、高度な技術的知識と豊富な経験に基づく判断を要する業務
- (2) 再生水事業の効率化に向けた新技術の導入検討など、新規性や特殊性があり、技術者の構想力、応用力が必要な業務
- (3) 新たな技術や解析手法を使用するなど、先例が少なく検討手法が確立されていないもの
- (4) 本県において発注仕様を定めることが困難など、標準的な業務の実施手続が定められていないもの
- (5) その他プロポーザル方式で執行することが適当であると考えられる業務

(技術提案書の提出者に要求される資格)

第3条 技術提案書の提出者に要求される資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の建設コンサルタント業務に記載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - ② 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年流域下水道事業管理規定第17号）第186条において準用する同規程第168条の規定により県の随意契約に参加させないこととされた者

- (3) 第6条の公示を行った日以後に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(建設コンサルタント選定委員会)

第4条 決裁権者は、発注機関に建設コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設け、選定委員会は、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 第5条の資格要件、第8条の一次選定評価基準及び第11条の二次選定評価基準の決定に関すること。
 - (2) 第8条の一次選定において、ヒアリングを依頼する者の選定に関すること。
 - (3) 第10条のヒアリングに関すること。
 - (4) 第11条の二次選定において、技術的に最適と考えられる者の特定案に関すること。
- 2 建設コンサルタント選定委員会委員長（以下「委員長」という。）は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

(技術提案書の提出)

第5条 決裁権者は、建設コンサルタントにプロポーザルの提出を依頼するため、第6条の公示において、本手続きへの参加を表明する書類（以下「技術提案書」（様式1号）という。）の提出を求めるものとする。

- 2 技術提案書の提出期限は、原則として、第6条の公示を開始した日の翌日から起算して15日とするものとする。

ただし、技術提案書の作成にあたり、閲覧図書がある場合の技術提案書の提出期限は、原則として、第6条の公示を開始した日の翌日から起算して20日とするものとする。

- 3 決裁権者は、技術提案書の提出者及び提出された技術提案書の内容が、資格要件を満たさない場合は、技術提案書を受理しないものとする。

(手続開始の公示)

第6条 決裁権者は、技術提案書の提出を求めるにあたり、本庁所管課及び発注

機関において次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 業務の概要

- ① 委託業務名
- ② 委託箇所
- ③ 委託業務内容
- ④ 履行期限
- ⑤ 委託予定額

(2) 資格要件

(3) 一次選定及び二次選定の評価基準

(4) 技術提案を求める具体的テーマ

(5) 窓口・問い合わせ先

(6) 手続き

- ① 説明書の交付期間、交付場所及びその方法
- ② 技術提案書の提出期限、提出場所及びその方法
- ③ 閲覧図書がある場合は、その閲覧図書一覧、閲覧場所及びその方法

(7) 技術提案書提出後の予定

- ① 一次選定の有無
- ② ヒアリング予定日

(8) その他決裁権者が必要と認める事項

2 決裁権者は、前項の公示において、第8条の一次選定を行わない旨を明記した場合は、第8条及び第9条の手続きを省略することができるものとし、技術提案書を提出した者のうち資格要件を満たすすべての者に、ヒアリングの依頼を様式4号により行うものとする。

(説明書の交付)

第7条 決裁権者は、第6条の公示後速やかに、本条第2項に掲げる事項を記載した説明書（様式2号）の交付を開始するものとし、技術提案書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。

2 説明書には、第6条第1項に掲げる事項（「説明書の交付期間、場所及び方法」を除く。）及び次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 業務の概要

- ① 業務目的
- ② 業務実施上の条件

- ③ 成果品
- ④ その他技術的な留意事項等
- (2) 技術提案書提出後の予定
 - ① 一次選定結果通知及びヒアリング依頼方法
 - ② 二次選定結果通知方法
- (3) 説明書に対する質問の受付期限、受付場所、受付方法及びその回答方法
- (4) その他
 - ① 契約書作成の要否
 - ② 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ③ その他決裁権者が必要と認める事項
- 3 第6条第1項第4号の技術提案を求める具体的テーマは、提案者の負担を軽減するため、当該業務の遂行に当たってポイントとなる特定分野に絞るなどの配慮を行い、原則として1テーマA4判用紙1枚とするものとする。
- 4 第2項に掲げるもののほか、説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
 - (1) 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及び一次選定において選定されなかった旨の通知を受けた場合は、ヒアリングを受けることができないこと。
 - (2) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とすること。
 - (3) 提出された技術提案書は返却しないこと。
 - (4) 提出された技術提案書は、一次選定及び二次選定以外には、提出者に無断で使用しないこと。
 - (5) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めないこと。
また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更することはできないこと。
 - (6) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、技術的に最適と考えられる者を変更することがあること。

(一次選定)

第8条 選定委員会は、一次選定評価基準に基づき、技術提案書を提出した者の審査を行い、この中からヒアリングを依頼する者を3から5者程度選定し、委員長は、決裁権者に報告するものとする。

2 決裁権者は、前項の報告を受け、一次選定において選定された者にその旨の

通知及びヒアリングの依頼を様式3号により行うものとする。

(一次選定における非選定理由の説明)

- 第9条** 決裁権者は、技術提案書を提出した者のうち、一次選定において選定されなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を様式5号により通知するものとする。
- 2 第1項の通知は、第8条第2項の通知と同時に行うとともに、非選定理由については、第6条の公示及び第7条の説明書において明示した資格要件及び一次選定の評価基準の各項目のいずれの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。
 - 3 第1項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、決裁権者に対して非選定理由についての説明を様式6号により求めることができるものとする。
 - 4 決裁権者は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、様式7号により回答するものとする。

(ヒアリング)

- 第10条** 選定委員会は、第8条の一次選定において選定された者にヒアリングを実施するものとする。
- 2 選定委員会の委員長、副委員長及び委員は、第8条の一次選定において選定された者へのヒアリングにおいて、二次選定評価基準に基づき、技術的な最適案を特定するための評価を行うものとする。

(二次選定)

- 第11条** 選定委員会は、二次選定評価基準に基づき、一次選定において選定された者の中から当該業務について技術的な最適案を特定し、委員長は、決裁権者に報告するものとする。
- 2 決裁権者は、前項の報告を受け、当該業務について技術的に最適な者を特定するものとする。
 - 3 決裁権者は、第1項により特定した技術提案書の提出者に対して、技術提案書を特定した旨の通知を様式8号により行うものとする。

(二次選定における非特定理由の説明)

- 第12条** 決裁権者は、一次選定において選定された者のうち、最適な案として特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を様式9号により通知するものとする。
- 2 前項の通知は、第11条第3項の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、第6条の公示及び第7条の説明書において明示した二次選定の評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。
- 3 第1項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、決裁権者に対して非特定理由についての説明を様式10号により求めることができるものとする。
- 4 決裁権者は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、様式11号により回答するものとする。

(実施上の留意事項)

- 第13条** 技術提案書を提出する建設コンサルタントが、他の建設コンサルタントの協力を得て、または学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記させるものとする。

(特記仕様書の作成及び予定価格の設定)

- 第14条** 決裁権者は、特記仕様書の作成及び予定価格の設定に当たっては、第10条により特定された建設コンサルタントの技術提案書の内容を尊重するものとする。
- 2 前項において、必要がある場合には、技術提案書について、当該建設コンサルタントと意見交換を行い、特記仕様書の作成及び予定価格の設定に反映させるものとする。

(提案資格の喪失等)

- 第15条** 決裁権者は、第11条第3項の通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された技術提案書は無効とすることができる。
- (1) 第6条及び第7条の資格要件を満たさないこととなったとき。

- (2) 技術提案書等に虚偽の記載をしたとき。
- 2 決裁権者は、前項の場合において、第11条第3項の通知を受けた者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して書面により通知するものとする。
 - 3 決裁権者は、第1項の場合において、第11条を準用して技術的に最適な者を特定するものとする。

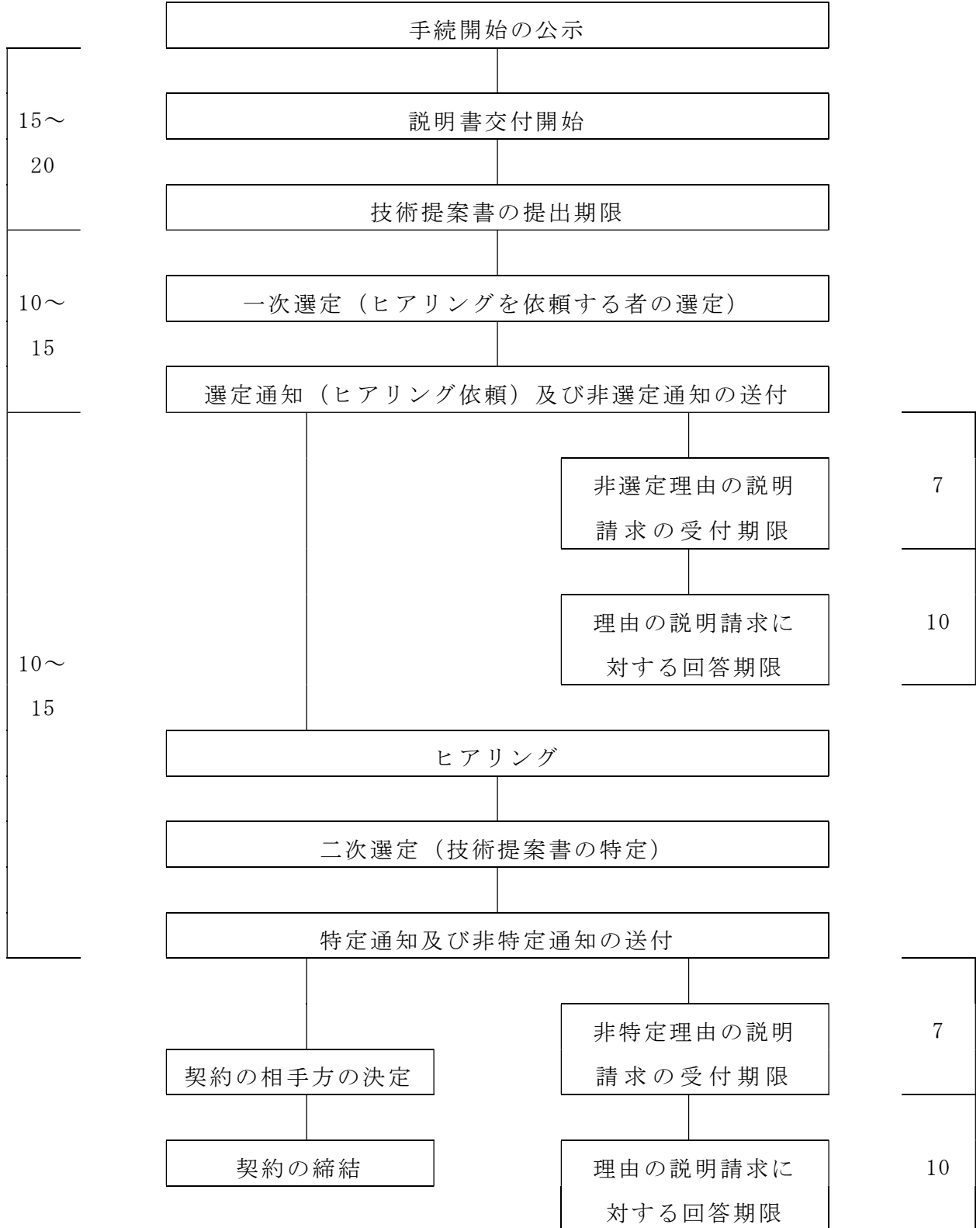
附 則

この要綱は、令和4年 9月 1日から施行する。

簡易公募型プロポーザル方式フロー図

標準日数

標準日数



(埼玉県下水道局簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式1号

技 術 提 案 書

令和 年 月 日

(あて先)
発注者

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

下記業務の技術提案に基づく選定について、参加の希望を表明するとともに、技術提案書及び参考見積書を提出します。

なお、当該業務に係る手続開始の公示で示された資格要件に該当する者であること、並びに本書及び技術資料の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 対象業務

(1) 委託業務名

(2) 委託箇所

(3) 履行期限

令和 年 月 日

2 公示日

令和 年 月 日

【連絡先】 担当者所属 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
e-mail _____

1 会社の業務経歴

(1) 会社の同種又は類似の業務実績

委託業務名			
発注機関名			
委託箇所			
契約金額			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴 (業務実施にあたり特に配慮した技術的事項)			
TECRIS登録番号			

(注) 1 会社としての実績とし、記載件数は〇件以内とする。(3件以内を標準とする。)

2 実績は公示の日から過去〇年以内に完成した業務を対象とする。(3～5年で適宜設定する。)

3 「技術的特徴(業務実施にあたり特に配慮した技術的事項)」については、公示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

4 同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付すること。

(2) 埼玉県が発注する委託業務の実績

委託業務名			
発注機関名			
委託箇所			
契約金額			
履行期間			
業務の概要			
TECRIS登録番号			

- (注) 1 会社としての実績とし、記載件数は〇件以内とする。(3件以内を標準とする。)
- 2 実績は公示の日から過去〇年以内に完成した委託業務を対象とする。(3～5年で適宜設定する。)
- 3 埼玉県が発注する委託業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付すること。

(3) 会社の委託業務の表彰の有無

委託業務名			
発注機関名			
委託箇所			
契約金額			
履行期間			
業務の概要			

- (注) 1 埼玉県発注委託業務における表彰を対象とし、記載件数は〇件以内とする。(3件以内を標準とする。)
- 2 過去〇年以内に表彰を受けた委託業務を対象とする。(3～5年で適宜設定する。)
- 3 委託業務の表彰については、これを証する表彰等の写しを添付すること。

(4) 保有する技術職員の状況（専門分野別の技術職員の状況）

専門分野	技術職員数	うち有資格技術職員数
	○年以上 名 ○年未満 名	技術士 名 RCCM 名
合計	名	技術士 名 RCCM 名

- (注) 1 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定するものとし、当該業務に関係のない専門分野は記入しないこと。
- 2 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。
- 3 技術職員数は、通算経験年数○年未満、○年以上に分けて記入すること。（10年を標準とする。）
- 4 資格は、技術士、RCCM等とする。

2 管理技術者の資格等**(1) 管理技術者の氏名、資格等**

氏名	生年月日	年齢 歳
現在の所属・役職名		
資格等 (資格名)	(技術部門・選択科目)	(取得年月)

(注) 1 管理技術者の資格については、これを証する資格者証等の写しを添付すること。

(2) 管理技術者の委託業務の表彰の有無

委託業務名			
発注機関名			
委託箇所			
契約金額			
履行期間			
担当			
業務の概要			

(注) 1 埼玉県発注委託業務における表彰を対象とし、記載件数は3件以内とする。

2 過去5年以内に管理技術者が表彰を受けた委託業務を対象とする。

3 委託業務の表彰については、これを証する表彰等の写しを添付すること。

4 「担当」は、「管理技術者」、「担当技術者」等を記載すること。

(3) 管理技術者の同種又は類似の業務実績

委託業務名			
発注機関名			
委託箇所			
契約金額			
履行期間			
担当			
業務の概要			
技術的特徴 (業務実施にあたり特に配慮した技術的 事項)			
TECRIS登録番号			

(注) 1 記載件数は○件以内とする。(3件以内を標準とする。)

2 実績は公示の日から過去○年以内に完成した業務を対象とする。(3～5年で適宜設定する。)

3 「技術的特徴(業務実施にあたり特に配慮した技術的事項)」については、公示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

4 同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付すること。

5 「担当」は、「管理技術者」、「担当技術者」等を記載すること。

(4) 管理技術者の手持ち業務量

No	委託業務名	発注機関名	契約金額	履行期限	担 当

(注) 1 「担当」は、「管理技術者」、「担当技術者」等を記載すること。

3 技術提案の内容

具体的テーマ 1 :

--

説 明 書

1 業務の概要

- (1) 委託業務名
- (2) 委託箇所
- (3) 業務目的
(注) 原則として文章で簡潔に記述すること。
- (4) 委託業務内容
(注) 予定している業務の内容について、技術提案書を提出しようとする者が業務量を把握できるよう、検討項目、比較検討ケースの数等を的確に記載すること。
- (5) 履行期限 令和 年 月 日
- (6) 委託予定額
- (7) 業務実施上の条件
(注) 貸与資料、打ち合わせ回数及びその他の技術的な留意事項等について、具体的に記載すること。
- (8) 成果品
(注) 報告書及び図面の規格、数量、提出部数等について、具体的に記載すること。
- (9) その他

2 資格要件

- (1) 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の建設コンサルタント業務に登録されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - ② 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年流域下水道事業管理規定第17号）第186条において準用する同規程第168条の規定により県の随意契約に参加させないこととされた者
- (3) 公示日以後に埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (5) 会社の実績として、公示を開始した日から過去○年以内に次の条件を満たす同種又は類似の業務実績があること。
 - ① 同種の業務実績
 - ② 類似の業務実績
- (6) 管理技術者の実績として、公示を開始した日から過去○年以内に次の条件を

満たす同種又は類似の業務実績があること。

- ① 同種の業務実績
- ② 類似の業務実績

(7) 管理技術者が次のいずれかの資格を保有していること。

- ① 技術士（建設部門又は〇〇部門）
- ② RCCM
- ③ 〇〇〇

3 一次選定及び二次選定基準

2の要件を満たしている者の中から、次の基準に基づいて選定する。

評価項目	評価事項	評価の視点
1 会社の同種又は類似の業務の実績	・同種又は類似業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか ・業務における技術的特徴が当該業務の実施にあたり参考となるか
2 埼玉県が発注する委託業務の実績	・埼玉県が発注する委託業務実績の有無	・埼玉県が発注する委託業務実績があるか
3 会社の委託業務の表彰の有無	・埼玉県が発注する委託業務における表彰の有無	・埼玉県が発注する委託業務において、過去〇年間に表彰を受けたか
4 保有する技術職員の状況	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格の職員は十分にいるか ・有資格職員の経験は豊富か
5 管理技術者の資格	・管理技術者が保有する資格	・当該業務の実施に必要な専門分野の資格を有しているか
6 管理技術者の委託業務の表彰の有無	・管理技術者が携わった委託業務における表彰の有無	・管理技術者が携わった委託業務において、過去5年間に表彰を受けたか
7 管理技術者の同種又は類似の業務の実績	・同種又は類似業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか ・類似業務において特に配慮した技術的事項が、当該業務の実施にあたり参考となるか
8 管理技術者の手持ち業務量	・管理技術者の手持ち業務の状況	・当該業務を遂行するに十分な余裕があるか
9 技術提案の内容	・技術提案の内容	・業務内容の理解度 ・業務実施方針の妥当性 ・工程計画の妥当性 ・複数テーマ間の整合性 ・4の具体的テーマについて、的確性（与条件との整合性、事業難易度の考慮）、実現性（提案

		内容の裏付）及び独創性（高度※1の検討・解析手法、既存分野の統合化提案）
10 参考見積書	・参考見積の妥当性	・参考見積の内容が妥当か ・参考見積額が委託予定額以下であるか

※1 高度の検討・解析手法：工学的知見に基づく前例のない提案、周辺・異分野技術を応用した提案、新技術・高度の検討・解析手法の提案等

4 技術提案を求める具体的テーマ

次の具体的テーマについて、様式1号の9により1テーマにつきA4判1枚で記入すること。追加資料等を添付した場合は、評価の対象としない。

(1) ○○○

(注) 技術提案を求める委託業務について、業務全般でなく、特に技術的検討を必要とする特定のテーマを設定する。

5 窓口・問い合わせ先

埼玉県下水道局○○課所○○担当 ○○・○○

〒000-0000 埼玉県○○市○○

電話 04○-○○○-○○○ (直通)

FAX 04○-○○○-○○○

e-mail ○○○@pref.saitama.lg.jp (代表)

6 手続き

(1) 技術提案書の提出期限、提出場所及びその方法

① 提出期限 令和○年○月○日午後○時まで

② 提出場所 5に同じ。

③ 提出方法

- ・原則としてファックス、e-mail又は郵送とする。
- ・ただし、ファックス又は郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認すること。

④ その他 当該業務に係る参考見積を提出すること。

(2) 閲覧図書、閲覧場所及びその方法

① 閲覧図書

- ・○○○
- ・○○○

② 閲覧場所 5に同じ。

③ 閲覧方法

- ・事前に5の担当者に予約を取ること。
- ・閲覧期間は技術提案書提出期限の前日までとし、5の担当者の勤務時間内とし、5の担当者が指定する日時とする。他のプロポーザル提案者の予約により閲覧時間が確保できない場合は、閲覧をすることができない場合がある。
- ・閲覧において、デジタルカメラの使用は認めるが、コピーの使用は認めない。

7 技術提案書提出後の予定

- (1) 一次選定の有無
- (2) 一次選定結果通知及びヒアリング依頼方法
 - ① 技術提案書提出期限後、一次選定を行い、一次選定において選定された者にその旨の通知及びヒアリングの依頼を書面にて通知する。
 - ② 一次選定において選定されなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を書面により通知する。
 - ③ 各通知は、F A X及び郵送により通知する。
- (3) ヒアリング予定日
令和 年 月 日
- (4) 二次選定結果通知方法
 - ① ヒアリング後、二次選定を行い、一次選定において選定された者の中から当該業務について技術的な最適案を特定し、技術提案書を特定した者にその旨の通知を書面にて通知する。
 - ② 一次選定において選定された者のうち、技術提案書を特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由を書面により通知する。
 - ③ 各通知は、F A X及び郵送により通知する。

8 説明書に対する質問の受付期限、受付場所、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付期限 令和○年○月○日午後○時まで
(注) 技術提案書の提出期限の日から起算して2日前の午後5時までを標準とし、休日等を勘案して適宜設定すること。
- (2) 受付場所 5に同じ。
- (3) 受付方法 F A Xによるものとする。
到達したことを電話で5の担当者に確認すること。
- (4) 回答方法 質問を受け付けた日から起算して3日以内かつ参加表明書の提出期限の日の前日の午後5時までにファックスで回答する。
(注) 上記を標準として、適宜設定すること。

9 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ① 言語 日本語
 - ② 通貨 日本円
- (3) 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及び一次選定において選定されなかった旨の通知を受けた場合は、ヒアリングを受けることができない。
- (4) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。
- (6) 提出された技術提案書は、一次選定及び二次選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。又、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更することはできな

い。

(8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、技術的に最適と考えられる者を変更することがある。

10 その他決裁権者が必要と認める事項

(埼玉県下水道局簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式3号

〇〇第 号
令和 年 月 日

様

発注課(所)長

簡易公募型プロポーザル方式に係る一次選定結果について(通知)

技術提案書を提出いただいた下記の業務について、貴社をヒアリングを依頼する者として選定しましたので通知します。

記

- 1 対象業務
(1) 委託業務名
(2) 委託箇所

- 2 ヒアリング日時及び集合場所
(1) 日 時 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
(2) 集合場所

- 3 ヒアリング時の注意事項
(1) 指定された日時の〇〇分前より前に集合場所に到着することをご遠慮下さい。

【担当】 担当名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
e-mail _____

(埼玉県下水道局簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式4号

〇〇第 号
令和 年 月 日

様

発注課(所)長

簡易公募型プロポーザル方式に係るヒアリングについて(通知)

技術提案書を提出いただいた下記の業務について、ヒアリングの日時等について通知します。

記

- 1 対象業務
(1) 委託業務名
(2) 委託箇所

- 2 ヒアリング日時及び集合場所
(1) 日 時 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
(2) 集合場所

- 3 ヒアリング時の注意事項
(1) 指定された日時の〇〇分前より前に集合場所に到着することをご遠慮下さい。

【担当】 担当名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
e-mail _____

(埼玉県下水道局簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式5号

〇〇第 号
令和 年 月 日

様

発注課(所)長

簡易公募型プロポーザル方式に係る一次選定結果について(通知)

技術提案書を提出いただいた下記の業務について、貴社はヒアリングを依頼する者として選定されなかったので通知します。

なお、この通知をした日の翌日から起算して7日(埼玉県の休日を定める条例(平成元年埼玉県条例条例第3号)第1条に規定する県の休日を含まない。)以内に、様式6号により、〇〇〇〇(決裁権者名を記載する)に対して非選定理由についての説明を求めることができます。

記

1 対象業務

(1) 委託業務名

(2) 委託箇所

(3) 履行期限

令和 年 月 日

2 公示日

令和 年 月 日

3 選定されなかった理由

【担当】 担当名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
e-mail _____

(埼玉県下水道局簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式6号

令和 年 月 日

(あて先)
発注者

所在地
商号又は名称
代表者氏名

簡易公募型プロポーザル方式に係る一次選定結果に関する説明請求について(照会)

下記の業務の一次選定結果について、疑問があるので説明を請求します。

記

- 1 対象業務
(1) 委託業務名

(2) 委託箇所

(3) 履行期限
令和 年 月 日
- 2 公示日
令和 年 月 日
- 3 疑問のある箇所
- 4 説明を請求する理由

【連絡先】 担当者所属 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
e-mail _____

(埼玉県下水道局簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式7号

〇〇第 号
令和 年 月 日

様

発注課(所)長

簡易公募型プロポーザル方式に係る一次選定結果に関する説明請求について(回答)

令和 年 月 日付けで貴社から下記の業務の説明請求について回答します。

記

1 対象業務

(1) 委託業務名

(2) 委託箇所

(3) 履行期限

令和 年 月 日

2 公示日

令和 年 月 日

3 疑問に対する回答

【担当】 担当名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
e-mail _____

(埼玉県下水道局簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式8号

〇〇第 号
令和 年 月 日

様

発注課(所)長

簡易公募型プロポーザル方式に係る二次選定結果について(通知)

技術提案書を提出いただいた下記の業務について、貴社の技術提案書を特定(採用)しましたので通知します。

記

1 対象業務

(1) 委託業務名

(2) 委託箇所

(3) 履行期限

令和 年 月 日

2 公示日

令和 年 月 日

【担当】 担当名 _____
 担当者名 _____
 電話番号 _____
 FAX番号 _____
 e-mail _____

(埼玉県下水道局簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式9号

〇〇第 号
令和 年 月 日

様

発注課(所)長

簡易公募型プロポーザル方式に係る二次選定結果について(通知)

技術提案書を提出いただいた下記の業務について、貴社の技術提案書は特定(採用)されなかったので通知します。

なお、この通知をした日の翌日から起算して7日(埼玉県の休日を定める条例(平成元年埼玉県条例条例第3号)第1条に規定する県の休日を含まない。)以内に、様式10号により、〇〇〇〇(決裁権者名を記載する)に対して非特定(不採用)理由についての説明を求めることができます。

記

1 対象業務

(1) 委託業務名

(2) 委託箇所

(3) 履行期限

令和 年 月 日

2 公示日

令和 年 月 日

3 特定(採用)されなかった理由

【担当】 担当名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
e-mail _____

(埼玉県下水道局簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式10号

令和 年 月 日

(あて先)
発注者

所在地
商号又は名称
代表者氏名

簡易公募型プロポーザル方式に係る二次選定結果に関する説明請求について（照会）

下記の業務の技術提案書の非特定（不採用）について、疑問があるので説明を請求します。

記

- 1 対象業務
 - (1) 委託業務名
 - (2) 委託箇所
 - (3) 履行期限
令和 年 月 日
- 2 公示日
令和 年 月 日
- 3 疑問のある箇所
- 4 説明を請求する理由

【連絡先】 担当者所属 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
e-mail _____

(埼玉県下水道局簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式11号

〇〇第 号
令和 年 月 日

様

発注課(所)長

簡易公募型プロポーザル方式に係る二次選定結果に関する説明請求について(回答)

令和 年 月 日付けで貴社から下記の業務の説明請求について回答します。

記

1 対象業務

(1) 委託業務名

(2) 委託箇所

(3) 履行期限

令和 年 月 日

2 公示日

令和 年 月 日

3 疑問に対する回答

【担当】 担当名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
e-mail _____